

政令第五十五号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十二條）
第二章 経過措置（第二十三條）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 介護保険法施行令の一部改正

（介護保険法施行令の一部改正）
第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 介護サービス情報の公表（第三十七條の二―第三十七條の十二）」を「第四節 介護医療院（第三十七條の二・第三十七條の二の二）
介護サービス情報の公表（第三十七條の二の三―第三十七條の十二）」に改める。 第五節

第二条第六号中「第五條の二」を「第五條の二第一項」に改める。
第三条第一項を次のように改める。

法第八條第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二條の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）
イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事
ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者

二 居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第二項に規定する居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

第三条第二項中「前項第二号」を「前項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第三十五條の二中「第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。」の下に、「第七百七條第三項第五号（法第八條第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十一号中「平成十七年法律第二百二十三号」を削る。

第三十五條の三中「第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。」の下に、「第七百七條第三項第六号（法第八條第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十五條の四中「及び」を「、」に「規定する」を「及び第七百七條第三項第十四号（法第八條第四項において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第三十五條の五中「第百四條第一項第九号」の下に、「第百四條の六第一項第九号」を加える。

第三十五條の六の表第七十條の二第四項の項を次のように改める。

第七十條の二第 四項	第一項	第七十八條の十二において準用する第一項
---------------	-----	---------------------

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第三十六条の表第十五条第一項の項中「医師、」を削り、同表第三十条の項中「第二十四条第一項」を「第二十三条の二、第二十四条第一項」に改める。
 第三十七条の見出し中「第六十六条」を「第六十六条ただし書」に改め、同条第一項中「第六十六条」を「第六十六条ただし書」に改め、同項第三十三号中「当該命令を発する者が定めるもの」を「当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされないもの」に改め、同条第二項中「第六十六条」を「第六十六条ただし書」に、「同条」を「同条ただし書」に改め、同項の表中「を発する者が定めるもの」を「の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされているもの」に改める。
 第三十七条の二を第三十七条の三とする。
 第三十七条の二を第三十七条の三とする。
 第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 介護医療院

（介護医療院に関する読替え）

第三十七条の二 法第十四条の八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第三十条	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第十四条の三、第十四条の五第三項又は第十四条の六第一項

（法第十五条第一項ただし書の政令で定める規定等）
 第三十七条の二の二 法第十五条第一項ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第三十七条第一項第一号、第二号及び第四号から第三十二号までに掲げる規定
 - 二 危険物の規制に関する政令の規定
 - 三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定により同法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約（同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下この号において「旧簡易生命保険法」という。）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。）についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定
 - 四 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされないもの
- 2 法第十五条第一項ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同項ただし書の政令で定める介護医療院は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護医療院とする。

建築基準法及び建築基準法施行令	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員二十人以上
	診療所	入所定員十九人以上
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令	病院	入所定員十九人以下
	診療所	入所定員二十人以上
	診療所	入所定員二十人以上
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員二十人以上
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令	診療所	入所定員二十人以上
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員十九人以上
	診療所	入所定員二十人以上

がん登録等の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律施行令
 駐車場法施行令
 消防法施行令
 水質汚濁防止法施行令
 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令

診療所	診療所	当該命令を発する者が定めるもの
病院	病院	当該命令を発する者が定めるもの
病院	病院	入所定員十九人以上
病院	病院	入所定員十九人以下
病院	病院	入所定員十九人以下
診療所	診療所	入所定員十九人以上

第三十八条第三項第二号中「第二百二十二条の二」の下に、「法第二百二十二条の三第一項」を加える。
 第五十二条の次に次の一条を加える。
 （適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読替え）
 第五十二条の二 施行法第十一条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十四条第一項	第十三条第一項又は第二項	介護保険法（平成九年法律第百二十四号）第十一條第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第一項又は第二項

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）
 第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。
 （自立支援等施策等の支援に関する交付金）

第一条の四 法第二百二十二条の三第一項に規定する交付金は、毎年度、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この項において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化に関する取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。

2 法第二百二十二条の三第二項に規定する交付金は、毎年度、法第二百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。

第六条第五項第一号中「及び地域支援事業」を、「地域支援事業」に改め、「算定した額」の下に「及び法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額の合算額」を加える。

第七条第二項中「第二百二十二条の二」の下に、「第二百二十二条の三第一項」を加える。
 （健康保険法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

- 一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）附則第四条
- 二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条

第四十五条の第三項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同条第八項中「第二十一条の五の二十五第二項第二号」を「第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「」について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「」について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号」に、「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の二十七第二項」に、「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に、「第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十八第五項」に改める。

第五節 医療法施行令の一部改正

第五条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
 第四条の六中「第七条の第二第八項」を「第七条の第二第七項」に改める。
 第五条の五の六第一項第五号及び第六号中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六節 社会福祉法施行令の一部改正

第六条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。
 第十三条第三号及び第二十三条の第二二号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九条に規定する介護医療院」を加える。
 （老人福祉法施行令の一部改正）

第七条 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。
 第五条第五項中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。
 第十二条を第十三条とし、第十三条の次に次の一条を加える。
 （法第二十九条第十四項の政令で定める法律）

第十二条 法第二十九条第十四項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 八 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
- 九 介護保険法
- 十 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）
- 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）
- 十二 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）
第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。
 附則第五条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の次に次の四条を加える。
 （法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度）
第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、平成三十五年度とする。
 （納付額の通知等）

第八条の三 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第一項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額（以下この条において「納付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、納付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、納付額を国庫に納付しなければならない。

第八条の四 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第三項の規定により支払基金が都道府県に交付すべき額（以下この条において「都道府県交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、都道府県交付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、都道府県交付額を都道府県に交付しなければならない。

第八条の五 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第四項の規定により支払基金が各保険者（国民健康保険にあっては、市町村。次項において同じ。）に対し交付すべき額（以下この条において「保険者交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、保険者交付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、保険者交付額を各保険者に交付しなければならない。

第九節 地方自治法施行令の一部改正

第九条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
 第七十四条の二十六第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同条第七項中「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の二十七第二項」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「」について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「」について同法第一百五十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第二十一条の五の二十七第二項」に、「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に、「第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十八第五項」に改める。

第七十四条の三十一の四第一項中「までの規定により」を「まで並びに同法第一百五十五条及び第七十四條の八において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九條第二項、第十五條第三項及び第三十條の規定により」に、「同法」を「介護保険法」に、「第七十五條の二第一項、第八十二條の二第一項、第八十九條の二第二項、第九十九條の二第一項及び第七十五條の六第一項」を「第七十條第六項、第八十六條第三項、第九十九條の二第一項及び第七十五條の六第一項」を「第七十條第六項の求め等、同法第七十條第六項及び第七十條第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十條第七項及び第八項並びに第七十五條の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五條の二、第八十二條の二、第八十九條の二、第九十九條の二、第一百零四條及び第七十五條の六」に、「援助」を「援助等」に、「の規定中」を「並びに同法第一百五條及び第七十四條の八において準用する医療法第九條第二項、第十五條第三

前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(2)	第七十五条の七第一項 後期高齢者支援金等及び	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号イ(6)	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第二十九条の七第二項第一号ロ(2)	第七十五条 後期高齢者支援金等及び	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第一号ロ(3)	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第一号イ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十九条の七第三項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第四項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項
第二十九条の七第四項第一号ロ(1)	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
第二十九条の七第五項	第七十六条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)
第十二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「この項及び次条」を「この項、次条及び附則第十四條」に改める。

附則第十三條中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十四條の見出し中「市町村」を「都道府県」に改め、同條第一項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「市町村(退職被保険者等所属市町村)」を「都道府県(退職被保険者等所属都道府県)」に、「及び第四條の二」を「、第四條の二、第九條から第十一條まで、第十九條及び第二十條」に改め、同項の表を次のように改める。

第二條第一項	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項
第二條第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)
第四條第二項第二号イ	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第四條の二第一項第二号	第二條第一項第二号	附則第十四條第一項の規定により読み替えられた第二條第一項第二号
第九條第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)
第九條第二項第二号イ	同條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項
第九條第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
第九條第二項第二号ヌ	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
第十條第二項第一号	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第十條第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項
第十條第二項第二号ロ及びハ	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十條第二項第二号ニ	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條
第十條第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十一條第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項

第十九条第二項第二号	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十九条第三号	及び後期高齢者支援金等	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第二号	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第三号	同条第三項	法第七十条第三項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第六号	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第十四條第二項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に、「附則第四條」を「附則第四條第一項」に、「第四條及び第四條の二」を「及び第四條の規定、第四條の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九條及び第十條の規定、第十一條及び第十九條の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十條」に改め、同項の表を次のように改める。	附則第九條第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九條第一項
		、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)
附則第四條第一項の規定により読み替えられた第二條第二号	及び後期高齢者支援金	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第二号
		、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
附則第四條第一項の規定により読み替えられた第二條第二号	及び後期高齢者支援金	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第一項第二号
		、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
附則第四條第一項の規定により読み替えられた第二條第二号	及び後期高齢者支援金	附則第十四條第二項の規定により読み替えられた附則第四條第一項の規定により読み替えられた第二條第二号
		、後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金」という。)
附則第九條第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等及び	附則第九條第一項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
附則第九條第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び
		後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに

第十九条第二項第二号又	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
第十九条第三号	後期高齢者支援金等及び	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第二号	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第三号	同条第三項	法第七十条第三項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十條第六号	第七十五条	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第十四條第二項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に、「附則第四條」を「附則第四條第一項」に、「第四條及び第四條の二」を「及び第四條の規定、第四條の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九條及び第十條の規定、第十一條及び第十九條の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十條」に改め、同項の表を次のように改める。	後期高齢者支援金等	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第九條第一項
		、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)
附則第四條第一項の規定により読み替えられた第二條第二号	及び後期高齢者支援金	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第二号
		、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
附則第四條第一項の規定により読み替えられた第二條第二号	及び後期高齢者支援金	附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第一項第二号
		、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
附則第九條第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等及び	附則第九條第一項
		、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
附則第九條第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び
		後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに

<p>附則第三條第二項</p>	<p>及び後期高齢者支援金 同号</p>	<p>、後期高齢者支援金及び病床転換支援金 法附則第二十二條の規定により読み替えられた同号</p>
<p>附則第七條第一項</p>	<p>同項</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた法附則第七條第一項</p>
<p>附則第十五條中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年年度」を加える。</p>	<p>同項</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた同項</p>
<p>附則第十六條を削る。</p>	<p>同項</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた同項</p>
<p>附則第十七條の表以外の部分中「第五條第一項」を「附則第十三條の規定により読み替えられた第五條第一項」に改め、同條の表を次のように改める。</p>	<p>係る部分</p>	<p>「次(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分」 (1) 被用者保険等保険者である組合以外 (2) 介護保険法附則第十三條第一項に規定する介護保険納付金の額に對する当該組合の割合を控除した額の割合</p>
<p>附則第十七條を附則第十六條とする。</p>	<p>係る部分</p>	<p>「次(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分」 (1) 被用者保険等保険者である組合以外 (2) 介護保険法附則第十三條第一項に規定する介護保険納付金の額に對する当該組合の割合を控除した額の割合</p>
<p>附則第十八條の見出しを削り、同條の表以外の部分中「経過的组合員」を「平成三十年年度において、経過的组合員」に改め、「をいう」の下に「。次條及び附則第十九條において同じ」を加え、同條の表附則第十五條の規定により読み替えられた附則第十三條の規定により読み替えられた第五條第一項第一号(2)の項中「附則第十八條」を「附則第十七條」に改め、同條を附則第十七條とし、同條の前に見出しとして「経過的组合員を組合員とする組合に對する補助金の特例」を付し、同條の次に次の一條を加える。</p>	<p>係る部分</p>	<p>「次(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分」 (1) 被用者保険等保険者である組合以外 (2) 介護保険法附則第十三條第一項に規定する介護保険納付金の額に對する当該組合の割合を控除した額の割合</p>
<p>第十八條 平成三十一年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第十六條の規定により読み替えられた附則第十三條の規定により読み替えられた第五條の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>以下同じ。</p>	<p>以下同じ。でないもの並びに(附則第十七條に規定する経過的组合員(以下「経過的组合員」という。))であつて指定組合特定被保険者(第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。又は小規模事業所等常勤経過的组合員(同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的组合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。))でないもの及び経過的世帯員(経過的组合員に属する当該組合の組合員が経過的组合員であるもの)をいう。以下同じ。</p>

<p>第五條第四項第一号</p>	<p>厚生労働大臣が定める組合員である者(経過的世帯員を除く。)</p>	<p>一のイに掲げる者(経過的世帯員を除く。)</p>
<p>第五條第二項</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>組合特定被保険者(経過的组合員であつて経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。)</p>
<p>附則第十三條の規定により読み替えられた第五條第四項第二号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者(経過的组合員を除く。)</p>
<p>第五條第五項第一号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者(経過的组合員を除く。)</p>

附則第二十條を附則第二十一條とし、附則第十九條を附則第二十條とし、同條の前に次の一條を加える。

第十九條 平成三十二年年度から平成三十五年年度までの各年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第十三條の規定により読み替えられた第五條の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第二号</p>	<p>以下同じ。)でないもの</p>
<p>第五条第二項</p>	<p>組合特定被保険者でないもの</p>
<p>第五条第四項第一号</p>	<p>厚生労働大臣が定める組合の組合員として、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用され、正十一月法律第七十号(健康保険法)第三十一条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限り、及びその世帯に属する者(次号及び次項第一号において「指定組合員」という。)に係る部分</p>
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>以下同じ。)でないもの並びに附則第十三条に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)であつて指定組合員(以下「指定組合員」という。)に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)</p>
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>厚生労働大臣が定める組合(以下「組合」という。)の組合員として、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用され、正十一月法律第七十号(健康保険法)第三十一条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限り、及びその世帯に属する者(口次号及び次項第一号において「指定組合員」という。)に係る部分</p>
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合の経過の組合員であつて、指定組合の経過の組合員でないもの(以下「経過被保険者」という。)に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)</p>
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合の経過の組合員であつて、指定組合の経過の組合員でないもの(以下「経過被保険者」という。)に規定する経過の組合員(以下「経過被保険者」という。)</p>

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）
第十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中
「ホ、イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの」
を
「ホ 介護保険法第八条第二項に規定する介護医療院
ハ、イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの」
に改める。

十九項に規
るものほ
染するお
の項にお
う)を取り
省令で定
に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）
第十四条 次に掲げる政令の規定中「同法」を「若しくは同法」に改め、「介護老人保健施設」の下に「若しくは同法第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

一 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号
二 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号
三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）
第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「介護老人保健施設」という。）の下に、「同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条において「介護医療院」という。）」を加え、同項第二号中「介護老人保健施設」の下に、「介護医療院」を加え、同項第三号中「病院等」の下に「又は介護医療院」を加え、同項第四号から第七号までの規定中「介護老人保健施設」の下に、「介護医療院」を加え、同項第八号中「病院等」の下に「又は介護医療院」を加える。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）
第十六条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「介護老人保健施設」の下に、「介護医療院」を加える。
（国立大学法人法施行令の一部改正）
第十七条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第二項の表医療法第七条の二第八項の項中「第七条の二第八項」を「第七条の二第七項」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）
第十八条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同号に規定する介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同項第五号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正)

第二十一条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十三年政令第三百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「平成三十年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に改め、「第十三条第一項」の下に「介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「同項」を「介護保険法第十三条第一項に」に改め、「同条第二項」の下に「介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「同項各号」を「介護保険法第十三条第二項各号」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「平成三十年四月一日」を「平成三十六年四月一日」に改める。(厚生労働省組織令の一部改正)

第二十三条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第二号中「介護老人保健施設」を「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院」に改める。

第一百三十三條第五号中「平成九年法律第二百二十三号」第五條の二を「第五條の二第一項」に改める。

第二章 経過措置

(適用除外とされた者についての平成十八年旧介護保険法の規定の適用の特例)

第二十三条 当分の間、介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としていないこととされた者(支給決定(同項に規定する支給決定をいう)を受けて指定障害者支援施設(同項に規定する指定障害者支援施設をいう)に入所している者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第二項の規定により障害者支援施設(介護保険法施行法第十一条第一項に規定する障害者支援施設をいう)に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。)であった介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十三條及び第三十四條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項ただし書	第十三条第一項
<p>二以上の住所地特例対象施設に継続して</p>	<p>一 継続して入所等をしてい</p>
<p>二 以上の特例対象施設に継続して入所等をしてい</p>	<p>一 継続して入所等をしてい</p>

第十三条第一項ただし書	第十三条第一項
<p>二以上の住所地特例対象施設に継続して</p>	<p>一 継続して入所等をしてい</p>
<p>二 以上の特例対象施設に継続して入所等をしてい</p>	<p>一 継続して入所等をしてい</p>

○厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令
 (介護保険法施行規則の一部改正)
 第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

目次

- 第一章 第三章 (略)
 - 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
 - 第一節 第四節 (略)
 - 第五節 介護保険施設(第百三十四条―第百四十条の二の四)
 - 第六節 第十節 (略)
 - 第五章 地域支援事業等(第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二の四)
 - 第五節の二 介護保険事業計画(第百四十条の七十二の五・第百四十条の七十二の六)
 - 第六章 第十章 (略)
- 附則

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。

(削る)

(削る)

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 (略)

(削る)

改 正 前

目次

- 第一章 第三章 (略)
 - 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
 - 第一節 第四節 (略)
 - 第五節 介護保険施設(第百三十四条―第百四十条の二)
 - 第六節 第十節 (略)
 - 第五章 地域支援事業等(第百四十条の六十二の三―第百四十条の七十二の三)
 - 第六章 第十章 (略)
- 附則

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める者)

第九条 法第八条第六項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。)及び管理栄養士
- 二 病院、診療所又は訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。第六十三条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)の保健師、看護師及び准看護師

(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。)により行われる居宅療養管理指導は、居宅要介護者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

(傍線部分は改正部分)

(法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設)
第十二条 法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、介護医療院、病院及び診療所とする。
 (法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設)
第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 介護医療院
- 三・四 (略)

(法第八条第二十九項の厚生労働省令で定める要介護者)

第二十一条 法第八条第二十九項の厚生労働省令で定める要介護者は、次に掲げる者とする。
 一 病状が比較的安定期にあり、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等であつて、介護医療院において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
 二 前号に掲げる者以外の者であつて、病状が比較的安定期にあり、介護医療院において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者

第二十二条 削除

(法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。
 (削る)

(削る)

(法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 (略)
 2 (略)
 3 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。
 4 (略)

(削る)

(法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設)
第二十二条の十二 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、介護医療院、病院及び診療所とする。
 (法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設)
第二十二条の十四 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 介護医療院
- 三・四 (略)

(法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設)
第十二条 法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。
 (法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設)
第十四条 法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 削除
- 三・四 (略)

第二十一条及び第二十二条 削除

(法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者)

第二十二条の八 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 一 病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士
 二 病院、診療所又は訪問看護ステーションの保健師、看護師及び准看護師
 (法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)

第二十二条の九 (略)

2 (略)
 3 法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。
 4 (略)
 5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。
 (法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設)
第二十二条の十二 法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。
 (法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設)
第二十二条の十四 法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 削除
- 三・四 (略)

(研修の課程)
 第二十二條の二十三 令第三條第一項第一号イ及びロに掲げる研修(以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。)の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

2 (略)

(証明書の様式)

第二十二條の二十五 令第三條第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

(指定の申請)

第二十二條の二十六 令第三條第一項第一号ロの事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2 (略)

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二條の二十七 令第三條第一項第一号ロの厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる研修の課程の区分に応じて、当該各号に定める基準とする。

一 介護職員初任者研修課程

イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ 実習を行う場合にあつては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習を行う場合にあつては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

二 生活援助従事者研修課程

イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。

ロ 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、生活援助従事者研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ 実習を行う場合にあつては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習を行う場合にあつては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項第一号又は第二号に定める基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一〇三 (略)

(研修の課程)
 第二十二條の二十三 令第三條第一項各号に掲げる研修(以下この条から第二十二條の二十九までにおいて「研修」という。)の課程は、介護職員初任者研修課程とする。

2 (略)

(証明書の様式)

第二十二條の二十五 令第三條第一項に規定する証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

(指定の申請)

第二十二條の二十六 令第三條第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2 (略)

(介護員養成研修の指定の基準)

第二十二條の二十七 令第三條第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限は、おおむね八月以内であること。

二 研修の内容は、第二十二條の二十三第二項に規定する基準以上であること。

三 前号に規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

四 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

五 実習を行う場合にあつては、第二号に規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

六 実習を行う場合にあつては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

2 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一〇三 (略)

(名簿の記載事項)

第二十二條の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項第一号に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名、生年月日、研修の修了年月日及び同条第一項第一号の証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第二十二條の二十九 介護員養成研修事業者(令第三条第一項第一号ロに規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)は、第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

一～三 (略)

(準用)

第二十二條の三十四 第二十二條の二十六第一項(第六号を除く。)及び第二十二條の二十八から第二十二條の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二條の二十六第一項中「令第三条第一項第一号ロ」とあるのは「令第四条第一項第九号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第四条第二項第二号イ」と、「養成研修修了者(同条第一項第一号に規定する養成研修修了者をいう。)」とあるのは「同条第一項第九号の証明書の交付を受けた者」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同号」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者(令第三条第一項第一号ロに規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。)」と、「第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」若しくは第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第四条第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

(要介護認定の申請等)

第三十五條 (略)

2 (略)

3 法第二十七條第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一～三 (略)

四 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。)第十一條(介護医療院基準第五十四條において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。

五 (略)

4 法第二十七條第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五條の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手續を代わって行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業者等又

(名簿の記載事項)

第二十二條の二十八 令第三条第二項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)の氏名、生年月日、研修の修了年月日及び同条第一項の証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第二十二條の二十九 介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)は、第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

一～三 (略)

(準用)

第二十二條の三十四 第二十二條の二十六第一項(第六号を除く。)及び第二十二條の二十八から第二十二條の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二條の二十六第一項中「令第三条第一項第二号」とあるのは「令第四条第一項第九号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第四条第二項第二号イ」と、「養成研修修了者(同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。)」とあるのは「同条第一項第九号の証明書の交付を受けた者」と、「同条第一項」とあるのは「同号」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者(令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者(令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。)」と、「第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」若しくは第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号(第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第四条第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

(要介護認定の申請等)

第三十五條 (略)

2 (略)

3 法第二十七條第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一～三 (略)

四 削除

五 (略)

4 法第二十七條第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五條の四十六第一項の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手續を代わって行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業者等又

は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(要介護認定等の要介護認定有効期間)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 要支援更新認定の申請であつて法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合について法第二十八条第一項の規定を適用する場合には、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「三十六月間」と読み替えるものとする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 三 (略)

四 介護医療院基準第三十七条(介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)に違反したことがないこと。

五・六 (略)

第四十一条 (略)

2 第三十八条の規定は、法第二十八条第十項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「三十六月間」と読み替えるものとする。

(要支援認定の申請等)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わつて行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5 (略)

6 市町村は、現に要介護認定を受けている被保険者から法第三十二条第一項の規定による要支援認定の申請が行われ、かつ、法第三十五条第三項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第四項の規定により要介護認定を行うときであつて、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至つたと認めるときは、当該申請を法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請とみなし、要介護状態区分の変更の認定を行うものとする。

は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(要介護認定等の要介護認定有効期間)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 要支援更新認定の申請であつて法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合について法第二十八条第一項の規定を適用する場合には、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

5 法第二十八条第五項の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業者等若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 三 (略)

四 削除

五・六 (略)

第四十一条 (略)

2 第三十八条の規定は、法第二十八条第十項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

(要支援認定の申請等)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わつて行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5 (略)

6 市町村は、現に要介護認定を受けている被保険者から法第三十三条第一項の規定による要支援認定の申請が行われ、かつ、法第三十五条第三項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第四項の規定により要介護認定を行うときであつて、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至つたと認めるときは、当該申請を法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請とみなし、要介護状態区分の変更の認定を行うものとする。

第五十二条 (要支援認定の要支援認定有効期間) (略)

3 要介護更新認定の申請であつて法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請としてみなされたものに係る要支援認定を行う場合について法第三十三条第一項の規定を適用する場合には、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「三十六月間」と読み替えるものとする。

第五十五条 (略)

2 第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「三十六月間」と読み替えるものとする。

第七十一条 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第二百四十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

第八十一条 介護医療院サービスに係る施設介護サービス費は、第二十一条に規定する要介護者に限り支給するものとする。

第九十条 (介護予防福祉用具購入費の支給の申請) (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)

第九十条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。

一 (略)

二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ (略)

第五十二条 (要支援認定の要支援認定有効期間) (略)

3 要介護更新認定の申請であつて法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請としてみなされたものに係る要支援認定を行う場合について法第三十三条第一項の規定を適用する場合には、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第五十五条 (略)

2 第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第七十一条 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画(指定居宅サービス等基準第二百四十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

第八十一条 削除

第九十条 (介護予防福祉用具購入費の支給の申請) (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(指定介護予防サービス等基準第二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験)

第九十条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。

一 (略)

二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ (略)

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）
第百十四条（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十条の四第一号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第三十四条の七第一項第四号 第一項第四号

二 障害者総合支援法施行規則第三十四条の七第一項第五号 第一項第五号

三 障害者総合支援法施行規則第三十四条の七第一項第六号 第一項第六号

四 障害者総合支援法施行規則第三十四条の七第一項第八号 第一項第八号

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の七第一項第十号 第一項第十号

（指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等）

第百十五条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇五（略）

六 利用者の推定数

七〇十六（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇二（略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）
第百十四条（略）

2・3（略）

（新設）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇五（略）

（新設）

六〇十五（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一〇二（略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請等)
第百十六条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一六 (略)

七 利用者の推定数

八 一六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一六 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一四 (略)

五 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別

六 (略)

七 利用者の推定数

八 一四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一六 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請等)
第百十六条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一六 (略)

(新設)

七 一五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一六 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一四 (略)

五 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別

六 (略)

(新設)

七 一三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一六 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等)

第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 事業所の病院、診療所又は薬局の別及び提供する居宅療養管理指導の種類

六 (略)

七 利用者の推定数

八～十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条第二項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第百三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者(指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者に限る。)が次の各号に

(指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等)

第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 事業所の病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの別及び提供する居宅療養管理指導の種類

六 (略)

(新設)

七～十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条第二項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出は、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の二十七第一項第四号若しくは第十八条の二十九第一項第四号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号若しくは第三十四条の十五第一項第四号 第一項第四号

二 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第五号若しくは第十八条の二十九第一項第五号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第五号、第三十四条の十四第一項第五号若しくは第三十四条の十五第一項第五号 第一項第五号

三 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第七号若しくは第十八条の二十九第一項第七号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第七号、第三十四条の十四第一項第七号若しくは第三十四条の十五第一項第七号 第一項第六号

四 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第九号若しくは第十八条の二十九第一項第九号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第九号、第三十四条の十四第一項第九号若しくは第三十四条の十五第一項第九号 第一項第八号

五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号若しくは第十八条の二十九第一項第十一号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号、第三十四条の十四第一項第十一号若しくは第三十四条の十五第一項第十一号 第一項第十号

（指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）
第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の種別（病院若しくは指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別をいう。）

二 事業所の種別（病院若しくは指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の別をいう。）

六 略

七 略

八 略

九 略

一〇 略

一一 略

（新設）
第二百二十一条（略）

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）

一 事業所の種別（病院若しくは指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう。）

二 事業所の種別（病院若しくは指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう。）

三 略

- 四 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一 第一項第十号 第一項第十号
- 五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一 第一項第十二号 第一項第十二号
- 六 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一 第一項第十三号 第一項第十三号

六 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一 第一項第十三号 第一項第十三号

(指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第二百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一五 (略)
- 六 利用者の推定数
- 七 七六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第二項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第二項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一五 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)

第二百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一五 (略)
- 六 利用者の推定数
- 七 七四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第二項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第二項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一五 (略)

(指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第二百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一五 (略)
- (新設)
- 六 六五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第二項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第二項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一五 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)

第二百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一五 (略)
- (新設)
- 六 六三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第二項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第二項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一五 (略)

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第二百二十六条 第百十六條から第百十八條まで、第百二十條又は第百二十二條の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあっては使用許可証、当該診療所にあっては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあっては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六條第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第百十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2 (略)

3 第百二十條又は第百二十二條の申請を行う者が、介護老人保健施設又は介護医療院においてこれらの規定による申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証を添付して行わなければならない。

4 第百二十一條の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類(第百三十一條の八第一項第五号、第百三十四條第一項第五号及び第百四十條の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。)を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十一條第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

(法第七十條第七項の規定による通知の求めの方法等)

第百二十六條の七の二 市町村長は、法第七十條第七項の規定による通知を求める際は、当該通知の対象となる居宅サービス(第百二十六條の六第一項に規定するものを除く。)の種類、当該通知の対象となる区域及び期間その他当該通知を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

2 市町村長は、前項の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知しなければならない。

3 法第七十條第七項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業所(訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションに係る指定の申請に係る事業所)については、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含み、通所介護に係る指定の申請に係る事業所については、当該事業所の所在地以外の場所に当該指定に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に係る指定の申請に係る事業所については、当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 利用者の推定数

五 運営規程(営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。)

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第二百二十六条 第百十六條から第百十八條まで、第百二十條又は第百二十二條の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあっては使用許可証、当該診療所にあっては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあっては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六條第一項第七号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第百十一号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2 (略)

3 第百二十條又は第百二十二條の申請を行う者が、介護老人保健施設においてこれらの規定による申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該介護老人保健施設の開設許可証を添付して行わなければならない。

4 第百二十一條の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類(第百三十一條の八第一項第五号、第百三十四條第一項第五号及び第百十四條の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。)を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十一條第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

(新設)